

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第6部門第3区分  
 【発行日】平成18年4月6日(2006.4.6)

【公開番号】特開2001-101378(P2001-101378A)

【公開日】平成13年4月13日(2001.4.13)

【出願番号】特願平11-277330

【国際特許分類】

G 0 6 K 19/10 (2006.01)

G 0 8 G 1/017 (2006.01)

G 0 6 K 19/07 (2006.01)

【F I】

G 0 6 K 19/00 R

G 0 8 G 1/017

G 0 6 K 19/00 H

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月22日(2006.2.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 識別データを記憶する記憶部と、該記憶部に記憶された識別データを送信する送信部とが内包され、被識別体に装着される無線タグにおいて、

前記被識別体から分離されたことを検出する検出手段を備えてなり、該検出手段からの検出信号に基づいて前記記憶部に前記被識別体から分離された履歴を記憶させ、該履歴が削除されるまで前記記憶媒体に記憶された識別データの送信を制限する送信制限手段を設けたことを特徴とする無線タグ。

【請求項2】 当該被識別体の識別データを記憶する記憶部と、該記憶部に記憶された識別データを送信する送信部と、該送信部及び前記記憶部に電源を供給する電源供給部とを有し、前記被識別体に装着される無線タグにおいて、

前記被識別体から分離される過程で前記電源供給部と前記記憶部または送信部との間が電氣的に切断されることを特徴とする無線タグ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

【課題を解決するための手段】

上記課題を解決するため、本発明は以下のような特徴を有する。

上記請求項1記載の発明は、識別データを記憶する記憶部と、該記憶部に記憶された識別データを送信する送信部とが内包され、被識別体に装着される無線タグにおいて、前記被識別体から分離されたことを検出する検出手段を備えてなり、該検出手段からの検出信号に基づいて前記記憶部に前記被識別体から分離された履歴を記憶させ、該履歴が削除されるまで前記記憶媒体に記憶された識別データの送信を制限する送信制限手段を設けたことを特徴とするものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

従って、請求項1記載の発明によれば、検出手段からの検出信号に基づいて記憶部に前記被識別体から分離された履歴を記憶させ、履歴が削除されるまで記憶媒体に記憶された識別データの送信を制限するため、被識別体から分離されると記憶部に記憶された識別データを送信できなくなり、履歴が削除されるまで第三者が不正に使用することを防止できる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、請求項2記載の発明は、当該被識別体の識別データを記憶する記憶部と、該記憶部に記憶された識別データを送信する送信部と、該送信部及び前記記憶部に電源を供給する電源供給部とを有し、前記被識別体に装着される無線タグにおいて、前記被識別体から分離される過程で前記電源供給部と前記記憶部または送信部との間が電氣的に切断されることを特徴とするものである。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

従って、請求項2記載の発明によれば、被識別体から分離される過程で電源供給部と記憶部または送信部との間が電氣的に切断されるため、被識別体から分離されると使用不能になり、第三者が不正に使用することを防止できる。

## 【手続補正 1 0】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 5

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正 1 1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 4 4】

【発明の効果】

上述の如く、請求項 1 記載の発明によれば、被識別体から分離されたことを検出する検出手段を設け、検出手段からの検出信号に基づいて記憶部に前記被識別体から分離された履歴を記憶させ、履歴が削除されるまで記憶媒体に記憶された識別データの送信を制限するため、被識別体から分離されると記憶部に記憶された識別データを送信できなくなり、履歴が削除されるまで第三者が不正に使用することを防止できる。

## 【手続補正 1 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 5

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正 1 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 6

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正 1 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 4 7】

また、請求項 2 記載の発明によれば、被識別体から分離される過程で電源供給部と記憶部または送信部との間が電氣的に切断されるため、被識別体から分離されると使用不能になり、第三者が不正に使用することを防止できる。